

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二十五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の内部部局の項中

危機管理監	南部東部振興監
-------	---------

を

南部東部振興監	危機管理監	政策統括官
---------	-------	-------

に

改め、同表橿原考古学研究所の項中

副所長

を

副所長	附属博物館長
-----	--------

に改め、同表橿原考古学研究所附属博物館の項を削り、同表図書情報館の項の次に次のように加える。

橿原公苑		野外活動センター	
次長	公苑長	次長	所長
七種	四種	六種	四種

高田こども家庭相談セン		中央こども家庭相談セン ター				女性セン ター		消費生活セン ター				食品衛生検査所			
	所長	課主幹	課長	次長	所長	次長	所長	中 南 和 相 談 所 長	次長	副所長	所長	課主幹	課長	所長	課長
	五種	七種		六種	四種	七種	五種	七種		六種	四種	七種		五種	

精華学院		ター	
次長	院長	主幹	次長
七種	四種	七種	

別表第一筒井寮の項を削り、同表登美学園の項中「登美学園」を「藤の木学園」に改め、同表薬事研究センターの項の次に次のように加える。

森林技術センター			
課長	主幹	副所長	所長
七種	六種		四種

別表第一女性センターの項から消費生活センターの項までを削り、同表産業会館の項の次に次のように加える。

奈良春日野国際フォーラム	
課長	館長
七種	三種

別表第一農林振興事務所の項の次に次のように加える。

	副校長
	四種

なら食と農の魅力創造 国際大学校		
主幹	課長	学科長
六種	七種	

別表第一なら食と農の魅力創造国際大学校の項及び森林技術センターの項を削り、同表土木事務所の項の次に次のように加える。

幹線街路整備事務所		
課長	次長	所長
七種	五種	四種

別表第一幹線街路整備事務所の項及び奈良春日野国際フォーラムの項を削り、同表教育研究所の項中「副所長」を「を」に改め、同表市町村「所長 副所長」

立の中学校及び小学校の項中「及び小学校」を「、小学校及び義務教育学校」に改める。
別表第二に次の一表を加える。

九 福祉職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
5 級	七 種	47,900円

この規則は、令和二年四月一日から施行する。